

資料3-9

風評の影響の払拭に向けた原子力規制委員会の取組

令和7年 4月25日 原子力規制庁

モニタリング調整会議(環境大臣)

事務局:原子力規制委員会、環境省

原子力規制委員会、環境省、原子力災害対策本部、 消費者庁、農林水産省、水産庁、国土交通省、福島 県、東京電力ホールディングスその他関係省庁が参加 策定

│海域環境の監視測定タスクフォース(R3~)

ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議(R3~)

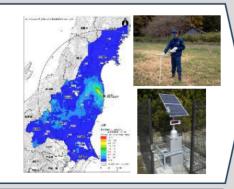
総合モニタリング計画

陸

域

・福島県全域等を対象とした広域モニタリング (空間線量、積算線量、大気浮遊じん、環境土壌等)

・避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング 等 (走行サーベイを活用した空間線量率の面的モニタリング等)



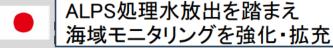
福島第一原子力発電所周辺の近傍、沿岸、沖合、外洋海域及び東京湾の海水、海底土及び海洋生物のモニタリング等



海

域

1F事故に係る海域モニタリングを対象としたILC (分析機関間比較)





ALPS処理水に係るILC



追加的モニタリング

H23 H26

R4

R3

6

IAEA及び各国分析機関の専門家による追加的モニタリング(令和6年度~)

1) IAEAの枠組みのモニタリングの拡充(R6.9)

令和6年9月20日に我が国とIAEAの間で、IAEAの枠組みの下での現行のモニタリングを拡充することで一致したことを受けて、実施するもの。

IAEA及び各国分析機関の専門家が採取活動を実施する取組み。IAEAは各分析機関の分析結果を公表する。

グロッシー国際原子力機関(IAEA)事 務局長との電話会談についての会見

更新日:令和6年9月20日 | <u>総理の演説・記者会見など</u>

4-1- € SETTO CLINE

関連動画



先ほど、IAEA(国際原子力機関)のグロッシー事務局長と電話会談を行いました。会談において、ALPS(多核種除去設備)処理水の海洋放出について、改めて、我が国への信頼を示していただきました。そして、IAEAの枠組みの下、モニタリングには従来から、各国の専門家が参加しているところですが、今般、各国の関心を踏まえ、IAEAの現行のモニタリングが拡充され、その中で、中国を含む参加国の専門家による採水等のサンプリングや、分析機関間比較が実施されることで一致いたしました。我が国として、この追加的なモニタリングを歓迎いたします。

そして、これに関連をして、中国との間でも、事務レベルで協議してきており、本日までに一定の認識を共有するに至りました。日本 側から、ALPS処理水について、追加的なモニタリングを行う用意がある旨、伝達し、一方で、中国側は、日本産水産物の輸入規制指 置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなりました。我が国の立場が、規制の即時撤廃である ことには変わりはなく、今回の発表を規制の撤廃につなげていく、このように考えております。私からは以上です。

(中国による日本産水産物の輸入禁止措置撤廃に向け、いつまでに、どのような基準で中国は対応する予定か及び今後の政府の対応について)

これは具体的にいつまでということについては明らかにはなっていませんが、我が国としては、規制の即時撤廃、これを求めてきています。追加的なモニタリングの実施を踏まえ、当然、日本産水産物の輸入が着実に回復されるものであると理解しています。既にこれまでのモニタリングでも、ALPS処理水の安全性の確認が積み上げられており、中国側にこうしたデータも提示し、そして撤廃を求めてきています。そして、この基準については、中国の既存の食品安全性や品質に係る基準を指すものと思いますが、中国国内で流通する食品や、諸外国から輸入する食品に係るものであり、特定の国に差別的なものではない旨、これは中国側から確認しております。

2) 第1回目の追加的モニタリング(R6.10)

モニタリングの拡充が決まった後、迅速に第1回目の 追加的モニタリングを実現した。

IAEA職員、IAEAが指名した分析機関の専門家(韓国、スイス及び中国)が訪日し、以下の通り、試料採取等が実施された。

· 実施期間: 令和6年10月15日(火)

・採取場所: 1 F周辺の近傍海域 海水 1 測点

測定対象核種: トリチウム、ストロンチウム-90、セシウム-137

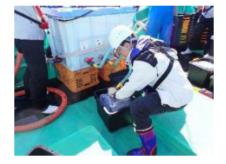
・分析対象機関:(国外)IAEA、韓国、スイス、中国

の4分析機関

(国内)総合モニタリング計画に基づき分析を行っている5機関









IAEA及び各国分析機関の専門家による追加的モニタリング(令和6年度~)

3) 第2回目の追加的モニタリング(R7.2)

第1回目の追加的モニタリングに続き令和7年2月に第2回目として、グロッシーIAEA事務局長の統括の下、韓国、スイス及び中国の分析機関並びにグロッシー事務局長自身による海水の採水が実施された。

<海水採水の詳細>

·実施期間:令和7年2月19日(水)

・採取場所:1F近傍海域の海水1測点

・測定対象核種:トリチウム、ストロンチウム90、セシウム137

・分析対象機関: (国外) IAEA、韓国、スイス及び中国の4分析機関

(国内) 総合モニタリング計画に基づき分析を行っている機関







今後の進め方

- ALPS処理水に係る風評払拭につながる情報提供のためには、 海域モニタリングデータを信頼性・透明性ある形で引き続き
 発信していくことが重要。
- IAEAによるモニタリングを通じて我が国の海域モニタリングデータの透明性、信頼性を確保するため、引き続きIAEAにしっかりと協力していく。